

慶 弔 規 程

(一般社団法人 大阪府信用組合協会)

第 1 条 この協会の会員たる組合(以下会員組合と称する)及び会員組合の代表理事(以下代表理事と称する)に下記各号に該当する事項があったときは、この規程によって慶弔の意を表し又は餞別、見舞を行う。

第 2 条 会員組合に次の事項が生じたときは、別表1に定める慶弔金品を贈る。

第 3 条 代表理事に次の事項が生じたときは、別表2に定める慶弔金品を贈る。

附 則

- 1 本規程により措置した事項は必要に応じて会員組合に通知するものとする。
- 2 本規程は昭和47年 8月15日より実施する。
- 3 本規程は昭和55年 8月 4日より一部改正実施する。
- 4 本規程は平成18年 2月 7日より一部改正実施する。
- 5 本規程は令和 7年 5月 8日より一部改正実施する。

【別表 1】

(会 員 組 合 関 係)

項	区 分		
1	店舗	新設または新築移転	30, 000円
2	災害	全壊またはこれと同程度の被害があったとき	30, 000円
3	その他会長が特に必要と認めたとき		会長が適当と認めた程度の慶弔、餞別または見舞等の金品

【別表 2】

(代 表 理 事 関 係)

項	区 分		
1	叙勲、褒章、知事表彰などを受けたとき		祝賀電報 祝花
2	退任したとき		30, 000円
3	本人が死亡したとき		弔意電報 供花
	本人の父母または妻子が死亡したとき		弔意電報
4	その他会長が特に必要と認めたとき		会長が適当と認めた程度の慶弔、餞別または見舞等の金品